

議案第38号

大津市手数料条例の一部を改正する条例の 制定について

令和8年3月16日

健康福祉部保健所健康推進課

1 現状

肺がん結核検診における喀痰細胞検査については、大津市手数料条例に基づき、検査費用の一部として手数料(1,000円)を徴収し実施している。

2 喀痰細胞検査の対象者

50歳以上で、問診の結果、喫煙指数(1日当たりの喫煙本数×年数)が600以上であることが判明した者(過去における喫煙者を含む。)

3 経過

- 国立がん研究センターから「有効性評価に基づく肺がん検診ガイドライン」の2025年度版が公開され、重喫煙者に対する胸部エックス線検査と喀痰細胞診の併用法を、検診として実施しないことが推奨された。
- 厚生労働省は、上記ガイドラインの見直しを受け、令和7年12月24日付けで「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」の一部改正(喀痰細胞診の削除)を通知し、令和8年4月1日から適用することとした。
- 本市が実施する肺がん結核検診についても、厚生労働省の改正通知を受け検査項目を見直す。

4 改正理由

本市の肺がん結核検診について、令和8年4月1日より、検査項目から喀痰細胞検査を削除するため。

	変更前	変更後
検査項目	<ul style="list-style-type: none">問診胸部エックス線検査喀痰細胞検査(50歳以上で喫煙指数が600以上であることが判明した者に限る)	<ul style="list-style-type: none">問診胸部エックス線検査 <p>(削除)</p>

「大津市手数料条例」に肺がん結核検診の喀痰細胞検査に係る規定があることから、当該規定を削除する。

5 改正内容

大津市手数料条例別表第15項中「(胸部エックス線検査に限る。)」を削り、同項第8号を次のように改める。

(8) 肺がん結核検診 1件につき 800円

6 予算への影響

【歳入】 肺がん結核検診手数料収入の減	約327千円
---------------------	--------

【歳出】 肺がん結核検診事業費に係る委託料の減	約4,835千円
-------------------------	----------

※令和6年度実績による試算

7 施行期日

令和8年4月1日

大津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

8 新旧対照表

現行	改正後(案)
<p style="text-align: center;">大津市手数料条例</p> <p style="text-align: right;">平成12年3月24日 条例第12号</p> <p>別表(第2条関係) 1から14まで (略)</p> <p>15 次に掲げる検診。この場合において、市内に住所を有する者であつて、70歳以上(肺がん結核検診(胸部エックス線検査に限る。))にあつては、65歳以上)のもの、生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯に属するもの、市民税非課税世帯に属するものその他これらに準ずる者として市長が定める者については、手数料を徴収しない。</p> <p>(1)から(7)まで (略)</p> <p>(8) 肺がん結核検診 <u>ア 胸部エックス線検査 1件につき 800円</u> <u>イ 喀痰細胞検査 1件につき 1,000円</u></p>	<p style="text-align: center;">大津市手数料条例</p> <p style="text-align: right;">平成12年3月24日 条例第12号</p> <p>別表(第2条関係) 1から14まで (略)</p> <p>15 次に掲げる検診。この場合において、市内に住所を有する者であつて、70歳以上(肺がん結核検診にあつては、65歳以上)のもの、生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯に属するもの、市民税非課税世帯に属するものその他これらに準ずる者として市長が定める者については、手数料を徴収しない。</p> <p>(1)から(7)まで (略)</p> <p>(8) 肺がん結核検診 <u>1件につき 800円</u></p>